

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和8年2月定例県議会に提案される福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例案について、別紙1のとおり福岡県知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和8年2月25日

教 育 長

別紙 1

7 教高第 3 0 1 0 号

令和 8 年 1 月 1 9 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



福岡県公立高等学校等教育改革促進基金に関する議案の提案に対する意見の聴取について（依頼）

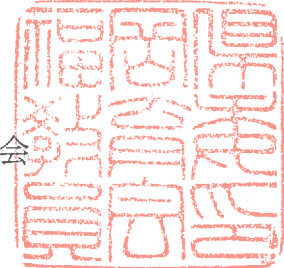
令和 8 年 2 月 定例県議会に、福岡県公立高等学校等教育改革促進基金に係る議案を別紙のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴教育委員会の意見を求めます。

別紙 2

7 教高第 3 0 1 1 号
令和 8 年 1 月 2 0 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例に関する議案の提案に対する意見
の申出について（回答）

（対 1 月 1 9 日 7 教高第 3 0 1 0 号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

1 制定の理由

公立の高等学校等における教育改革を推進するため、福岡県公立高等学校等教育改革促進基金を設置するための条例を制定するもの。

2 条例の概要

国は、都道府県が実施する公立の高等学校等における教育改革を推進するための必要経費を令和7年度補正予算に計上し、補助金を交付する方針を示した。

これに伴い、本県も高等学校等教育改革促進事業費補助金を活用するため、補助金受入れのための基金を設置した上で、同基金から必要経費を支出する仕組みをとることとし、その設置に必要な事項を条例で定めるもの。

(1) 基金の積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(2) 基金の処分

知事は、第一条（設置）の目的を達成するため、基金を処分することができる。

3 施行期日

公布の日

第四八号議案

福岡県公立高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和八年二月二十日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する費用に充てるため、福岡県公立高等学校等教育改革促進基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県公立高等学校教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 公立の高等学校等における教育改革の推進のための事業に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県公立高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。
(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。